

民生委員・児童委員活動に関する
Q&A集

令和元年11月

大野城市民生委員児童委員連合協議会

連絡先一覧

市内関係機関

名称	電話番号
大野城市 市民福祉部 福祉課 地域福祉担当 大野城市民生委員児童委員連合協議会事務局	092-580-1851
大野城市 市民福祉部 福祉課 障がい福祉担当 障がい児者福祉に関すること	092-580-1852
基幹型地域包括支援センター 高齢者在宅福祉サービスに関すること 介護予防支援事業に関すること 地域支援事業に関すること	092-501-2306
南地区地域包括支援センター	092-589-2632
中央地区地域包括支援センター	092-595-6802
東地区地域包括支援センター	092-504-5858
北地区地域包括支援センター	092-501-3838
大野城市 市民福祉部 生活支援課 生活保護に関すること	092-580-1994
大野城市子ども相談センター（こども健康課内） 要保護児童対策に関すること 子ども療育支援センターに関すること	092-585-2460
大野城市子育て世代包括支援センター（こども健康課内） 妊娠、出産、子育て（就学前）に関すること	092-580-1978
大野城市消費生活センター	092-580-1968
社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会 地域福祉の推進に関すること ボランティアセンターに関すること 生活福祉資金貸付に関すること 日常生活自立支援に関すること 赤い羽根共同募金に関すること	092-572-7700

市内小中学校

名称	電話番号
大野小学校	092-581-1027
大野北小学校	092-581-1501
大野南小学校	092-596-1223
大野東小学校	092-503-7160
大利小学校	092-596-3092

名称	電話番号
平野小学校	092-596-5711
大城小学校	092-503-6332
下大利小学校	092-501-8722
御笠の森小学校	092-504-1431
月の浦小学校	092-595-6776
大野中学校	092-581-0153
大野東中学校	092-503-5101
大利中学校	092-596-2911
平野中学校	092-596-6501
御陵中学校	092-503-2901

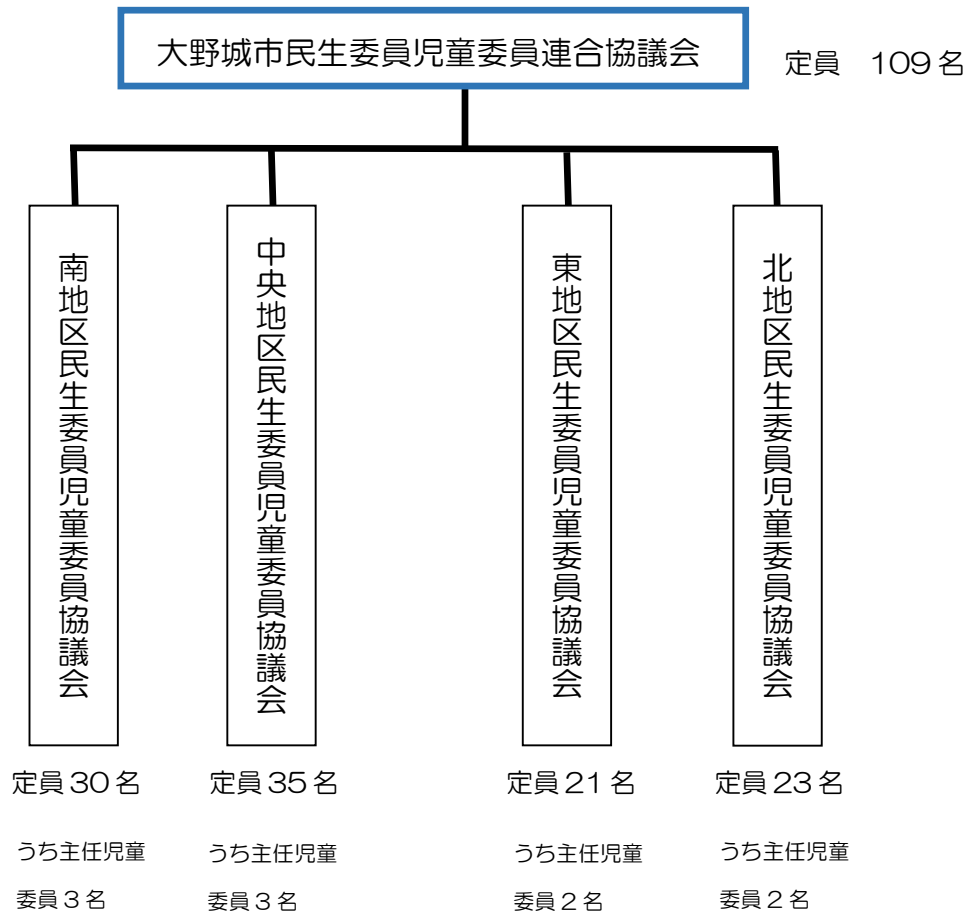
福岡県の機関

名称	管轄	電話番号	所在地
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	092-513-5581	大野城市白木原 3-5-25
福岡県精神保健福祉センター	県内全域	092-582-7510	春日市原町 3-1-7
福岡県配偶者暴力相談支援センター	県内全域	092-584-0052	非公開
福岡県消費生活センター	県内全域	092-632-0999	福岡市博多区吉塚本町 13-50
福岡児童相談所	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市、 糟屋郡（新宮町除く）	092-586-0023	春日市原町 3-1-7

〈目 次〉

1. 大野城市民生委員児童委員連合協議会の組織	
2. 民生委員・児童委員の役割	Q1
3. 民生委員・児童委員の活動	Q5
4. 民生委員・児童委員活動中の補償	Q7
5. 個人情報、守秘義務	Q8
6. 相談、支援のあり方	Q16
7. 高齢者編	Q33
8. 子ども、家庭編	Q43
9. 障がい児者編	Q51
10.生活困窮者、生活保護編	Q55
11.災害時の対応	Q60
12.証明事務	Q62
13.広報活動	Q64
14.活動費	Q67
15.その他	Q69
16.一目で分かる民生委員・児童委員の役割一覧	

1 大野城市民生委員児童委員連合協議会の組織




- 大野城市は、上記のように4つの組織に分かれており、全体で109名の民生委員・児童委員および主任児童委員が活躍しています。
- コミュニティ地区ごとに「地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）」が組織されています。
- その4つの地区民児協によって、「大野城市民生委員児童委員連合協議会（以下「連合協議会」という。）」が組織されています。
- 連合協議会には「連合会長」、地区民児協には「地区会長」がいます。
- 地区会長は連合協議会では「副会長」として活動しています。

2 民生委員・児童委員の役割

Q1 初めて民生委員・児童委員に委嘱されました。民生委員・児童委員はどんなことをするのでしょうか。何から始めればよいのでしょうか。

- 地区民児協の定例会（月1回）には必ず参加し、地区民児協の中に知り合いを増やしていきましょう。
- 担当地区の区長に、今後の活動への協力依頼を含めて、新任のあいさつに行きましょう。
- 早めに地区民児協会長（または役員）立会いのもとで、前任者から担当地区の状況や情報の引継ぎを受けましょう。個人情報を含む名簿などを引き継ぐ場合は、保管と管理に十分注意しましょう。
- 当初は、支援が必要な方への訪問などを中心に活動を始めましょう。
- 相談や支援を求められたら、決して一人で抱え込まずに、地区民児協会長、先輩の民生委員・児童委員、市役所、社会福祉協議会などに相談しながら対応しましょう。
- 活動の際は、「民生委員・児童委員証」を忘れずに携帯しましょう。
- 民生委員・児童委員には、民生委員法第15条で守秘義務が課されており、「職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。」となっています。これは、その職を退いた後も同じです。（※Q8参照）

先輩委員からのアドバイス 

担当する地区の皆さんに自分を知ってもらうことが何より大切です。そのために、

- ① 区の役員会に出席して、新任の挨拶を行う
- ② 児童、生徒の登下校の見守り活動を積極的に行うなど、多くの方に自分を知ってもらう取組みを行きましょう。

活動のためには、地域との信頼関係を築くことが最優先ですが、焦る必要はありません。半年間位は助走期間と考え、配付された資料に目を通したり、先輩委員の話を聞いたりして、活動のイメージを作っていきましょう。



Q2 民生委員・児童委員、主任児童委員の基本的な役割は何ですか。

【民生委員・児童委員について】

- 高齢者や児童が地域で安心して暮らせるよう、相手の立場に立って相談に乗ったり、いろいろな福祉サービスを紹介したり、市役所や専門機関とのつなぎ役を務めたりします。
- 地域住民の悩みに「早期に気づき」「早期に対応」することを心がけ、一人で抱え込まずに、必要に応じて市役所や関係機関につないでいくことが重要です。
- また、民生委員は「児童福祉法」により、児童委員を兼ねています。児童委員として、子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など、子どもに関する心配ごとの相談に乗り、健やかに育てるお手伝いをします。

【主任児童委員について】

- 主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に担当しています。
- 児童および養育者からの相談を受け、当該地区担当の民生委員・児童委員と連携して、市役所、専門機関などとの連絡や調整を行います。

Q3 地区民児協の主な役割を教えてください

- 地区民児協では、毎月、あらかじめ決められた日に、所属する民生委員・児童委員が参加する定例会を開催しています。（毎月第3水曜日）
- 定例会は、民生委員・児童委員どうしの連絡、調整や研修などの活動方針の決定、問題解決の話合いなど、以下のような役割や機能があります。

(1)連絡、調整


- 市役所、社会福祉協議会、区などから提供された情報の提供や依頼事項の伝達、事務局との調整といった役割があります。

(2)スキルの向上（研修等）

- 新人委員の育成や研修、民生委員・児童委員の相互研鑽などにより資質の向上を図る役割があります。

(3)問題解決

- 活動や地域の課題について話し合い、対応を検討するなど、問題解決の場としての役割があります。

先輩委員からのアドバイス 

地区民児協の定例会などは、情報交換を行う重要な機会です。日ごろの活動での悩みや分からないことがあるときは、定例会の場で、会長をはじめとした仲間どうして解決策を検討するなど、定例会を上手に活用しましょう。

Q4 民生委員・児童委員と主任児童委員の連携について教えてください。

- 民生委員・児童委員は、主に担当地区内の高齢者や障がいのある方などの相談や支援を行います。児童に関することは、主任児童委員と連携して対応します。
- 主任児童委員は、主に児童に関する相談や支援を行います。主任児童委員が高齢者や障がいのある方に関する問題を発見した場合は、地区担当の民生委員・児童委員に連絡します。
- 日ごろから、主任児童委員との連携を深めておくことが、いざという時、一人で抱え込まなくてよい状況を作ります。

3 民生委員・児童委員の活動

Q5 民生委員・児童委員の活動には「個別支援活動」、「地域福祉活動」、「連合協議会活動」、「地区民児協活動」の4つがあるそうですが、どういったものでしょうか。

(1)個別支援活動

○地域における福祉の相談窓口として、ひとり暮らしの高齢者世帯、生活に困窮している世帯、ひとり親世帯、災害時要配慮者などの支援を行う活動です。民生委員・児童委員の基本的な活動となります。

(2)地域福祉活動

○区の福祉活動で、地域によっては地域ケア会議、ミニデイなど高齢者のためのイベントなどがあります。担当する地区で、どのような活動が行われているのか確認しておくといでしょう。

(3)連合協議会活動

○すべての民生委員・児童委員は連合協議会および各地区民児協に所属します。4月、8月、12月に開催する合同定例会への参加や研修など、大野城市一体となって活動するうえで不可欠なものです。

(4)地区民児協活動

○地区民児協で開催される定例会への参加や研修など、身近な仲間と協力して問題解決や自己研鑽を行ううえで不可欠な活動といえます。

Q6 会議や行事などの地域福祉活動が忙しく、民生委員活動や家庭との両立に苦労しています。どのように地域福祉活動に関わったらよいでしょうか。

○民生委員・児童委員は福祉に詳しいとの理由で、区や地域団体の会合、行事に参加を求められることがあります。

○これらの行事に参加することは、区の役員や地域の住民に民生委員・児童委員を知ってもらおううえで、非常に重要な役割を果たしています。

○ただし、民生委員・児童委員活動の原則は、無理のない範囲で活動することであり、区や地域団体との連携に過度な負担を感じているのであれば、必要に応じて地区民児協で相談するなど、一人で抱え込まないようにすることが大切です。

○また、地域福祉の推進のためには、民生委員・児童委員や区役員以外の多くの人が会合や行事に参加し、役割を分担していくことが大切です。

○あくまでもあなたのできる範囲で活動を行うことが大切です。

先輩委員からのアドバイス

地域福祉活動は、民生委員・児童委員を知ってもらう良い機会ですが、見守りなどの活動に支障がでるようであれば、早めに区長や地区民児協会長と相談しましょう。

「どうしても」と頼まれた場合は、役職には就かず、アドバイザーとしての参加を提案するののも一つの方法です。

地域の役員と日ごろから交流し、自分や家庭の事情を理解してもらいましょう。

4 民生委員・児童委員活動中の補償

Q7 民生委員・児童委員活動中にケガをしました。どのような補償があるのでしょうか。

- すべての民生委員・児童委員は、活動中の事故などを保障する「民生委員・児童委員活動保険」に加入しています。
- 「民生委員・児童委員活動保険」は全国民生委員児童委員連合会が一括して保険契約を行うため、民生委員・児童委員の皆さんが個別に加入手続きや保険料の払い込みを行う必要はありません。
- 地区民児協会長が認める活動において、次のような場合に保険の対象となります。

- ① 委員活動中にケガをしてしまった、またはケガをさせてしまった
- ② 委員活動中に他人の物を壊してしまった
- ③ 個人情報を紛失もしくは漏洩してしまった
- ④ 委員活動の対象者から委員または家族が暴力を振るわれケガをした
- ⑤ 委員活動の対象者に自宅の一部を壊された



- また、民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であるため「地方公務員公務災害補償」の適用を受けることもできます。
- 「地方公務員公務災害補償」は公務遂行または通勤に伴った地方公務員の災害に対して補償を行う制度です。補償の対象となる「災害」は、委員本人の身体的損害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）に限られており、物件損害や精神的損害（慰謝料）は対象外です。
- この他にも、「全国民生委員互助共励事業」や「ボランティア活動保険」による補償もあります。

事故やケガの場合の連絡先

各地区会長および福祉課 地域福祉担当 ☎：092-580-1851

5 個人情報、守秘義務

Q8 個人情報保護と守秘義務について教えてください。

(1)個人情報

- 個人情報保護法に定める「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいいます。
- 具体的には、氏名、生年月日、住所、性別、家族構成、勤務先、写真、映像などとなります。
- なお、生年月日や性別だけでは特定の個人は識別できませんが、組み合わせることによって特定の個人を識別できるため、組み合わせた情報全体が個人情報となります。

(2)守秘義務

- 民生委員法第15条で守秘義務が課されており、「職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。」となっています。これは、その職を退いた後も同じです。

※委員どうしの何気ない普段の会話でも、それを聞いた市民の方は「個人情報を漏らしている。」と感じることがあります。

※近所でのうわさ話などであっても、民生委員・児童委員として常に見られているという意識を持って行動することが大切です。

【参考】個人情報保護と守秘義務

個人情報保護法は「個人情報」を保護の対象としているのに対し、守秘義務は個人情報だけでなく「職務上知ることができた秘密」を対象としています。したがって、守秘義務の方が対象となる範囲は広がります。

Q9 支援が必要と思われる世帯については、民生委員・児童委員として対象世帯の個人情報を取得し、どのように支援したらよいかを判断する必要があります。民生委員・児童委員活動を行うために必要な個人情報を取得する際、注意すべきことは何でしょうか。

○市役所から提供される情報だけでは、民生委員・児童委員活動がうまくいかないこともあります。その際は、個人情報を取得する目的をはっきりと本人に伝え、本人から直接情報を取得することが大事です。そのためには、定期的な訪問など、まずは、信頼関係を築くことが重要です。

○また、情報の利用目的を明確に本人に伝え、本人の同意を得る必要があります。

○その際、民生委員・児童委員には「守秘義務」が課されており、得られた情報が他に漏れる心配はないことを伝えましょう。

○なお、情報を取得する際、支援に必要な情報以外の情報は取得しないようにしましょう。

Q10 担当地区の高齢者に認知症の疑いがあり、日頃の見守りが必要と感じています。地域には、見守りに協力してくれる福祉委員や福祉推進委員等がありますが、守秘義務があるため個人情報を福祉委員や福祉推進委員等に伝えてはいけないのでしょうか。

○本人の同意が得られれば、福祉委員に見守りを協力してもらっても構いません。ただし、福祉委員に伝える情報は必要最小限としてください。

○民生委員・児童委員が一人で、すべての支援を必要とされる方に対して見守りを行うことはできません。民生委員・児童委員は、本人の同意を得たうえで市役所や関係機関につなぐ「つなぎ役」であることを意識し、近隣住民や地域で活動に協力してくれる方の協力を得ながら、支援が必要な方の見守りができる体制を目指しましょう。

福祉委員・・・大野城市社会福祉協議会が委嘱する、各区に1名ずつ配置された福祉のお手伝いをする委員のことです。

福祉推進委員・・・区で組織する、福祉のお手伝いをする委員のことです。区によって、名称、人数（数名～十数名）は様々です。

Q11 民生委員・児童委員活動で把握した情報を自分の家族と共有してもよいでしょうか。家族にも民生委員・児童委員活動を手伝ってもらえるとありがたいのですが。

- 民生委員法により、民生委員・児童委員活動で把握した情報については、夫婦間や家族であっても共有することはできません。
- ただし、支援が必要な方本人の同意があれば、その限りではありません。

Q12 支援しているひとり暮らしの高齢者が緊急入院しました。病院から「家族の連絡先を教えてください」と依頼されました。連絡先として聞いている長女の電話番号を、長女本人の同意を得ずに病院に教えてもよいでしょうか。

- 「長女の連絡先」は個人情報に当たるので、原則として長女本人の同意を得ずに病院に提供することはできません。
- 民生委員・児童委員から長女に連絡し、長女から病院に連絡するよう伝えます。

Q13 民生委員・児童委員活動を通じて得た個人情報を、地区民児協の定例会などで提供してもよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員活動を通じて得た情報を定例会などで提供することは、守秘義務に違反します。地区民児協内部とはいえ、本人の同意を得る必要があります。
- 定例会などで提供する場合は、氏名、年齢、性別、住所などを取り除き、匿名化したうえで提供するようにしましょう。
- なお、本人支援のためやむを得ない場合は、本人の同意を得たうえで、必要最小限の情報を必要最小限の範囲（担当民生委員・児童委員と地区民児協会長との間のみなど）で提供する場合があります。

Q14 要支援者の個人情報が記載された帳票などの取扱上の注意を教えてください。

- コピーをしてはいけません。また、紛失を防ぐため持ち歩いてはいけません。
- 資料として外部（区など）に提供してはいけません。
- 自宅に保管する際は、家族の目に触れない場所に保管しましょう。
- 支援が不要となった方の情報については、速やかに行政などの情報提供元に返却しましょう。

【ここがポイント！】

自宅で保管する際は、置き場所を決め、利用した後は必ず元に戻すように
しましょう。




Q15 高齢者名簿の取扱いについて教えてください。

- コピーをしてはいけません。また、紛失を防ぐため持ち歩いてはいけません。
- 資料として外部（区など）に提供してはいけません。
- 区の行事などで名簿情報を使用してはいけません。
- 支援が必要な方本人の同意があれば、普段の見守り活動のため地域支援者へ情報提供することは可能です。
- ただし、情報提供先を要支援者本人に事前に説明しておいてください。

6 相談、支援のあり方

Q16 相談を受けるための基本的な注意事項を教えてください。

- 相手の話を十分に聴き（傾聴）、要点はメモに取るなど、相談内容を的確に把握することが第一歩となります。
- その際、個人情報とは適切に取り扱う、相談者の人格を尊重する、相談者の話を遮ることがないように丁寧に聴く、約束を守る、相談者の非を指摘しないことなどが重要となります。

先輩委員からのアドバイス 

話を聞く時は、自分の意見は控え、相手が何を訴えたいのかしっかり聴くようにしましょう。

傾聴が何より大事です。が、相手に同意するのではなく、「相手の方がそう思っている。」ということ、そのまま理解するようにしましょう。

相談者の本音を聞き出すには、聞き手の言葉づかいや態度も大切です。堅苦しくならず、日ごろ使っている言葉を使い、「私はあなたの味方です」という印象を相手に与えるようにしましょう。

何気ない相談がトラブルの種になることもあります。相談の際は、次のことを心がけましょう。

- ① 相談者が自宅に訪ねてきた場合は、家にあげず、玄関先で話を聞きます。民生委員・児童委員が不在の際に、家にあげてしまわないように家族にもこのことを伝えておきます。
- ② 一人で相談者のもとに行く場合は、家にあがらないようにします。（玄関まで）
- ③ 話が長引きそうな場合は、公民館などに移動して相談を受けます。


Q17 突然、困っていることがあるので相談したい、と電話を受けた場合や、夜間や休日などに急に相談に来られた場合は、どうしたらよいでしょうか。

- 深夜や早朝の電話などで緊急性がないと判断される場合は、後でかけ直すように伝えましょう。
- 民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って相談に応じますが、自身も生活がありますので、都合が悪い場合は、日時を改めて相談に応じることも必要です。
- 緊急性が高いと思われる相談の場合は、地区民児協会長や福祉課、基幹型地域包括支援センター、各地区地域包括支援センターなどに連絡しましょう。

Q18 新築マンションなど、地域の状況を把握することが難しくなっています。今後どのように取り組んでいけばいいでしょうか。

- 考えられる取組みとして、マンション管理組合に民生委員・児童委員の役割を理解していただくことや、マンションを含む自治会などの方々と知り合いになることなど、まずは、信頼関係を築くことから始めましょう。
- マンションの管理組合で独自に見守り活動などを行っている場合は、何かあれば民生委員・児童委員に連絡してもらえるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員PRチラシをポストに入れるなどして、周知を図りましょう。



先輩委員からのアドバイス 

管理組合や自治会に進んで参加し、居住者の情報を集めるようにしましょう。その際、災害や火事が発生した時に、居住者の安全を守るために情報が必要であることを理解してもらいましょう。また、民生委員・児童委員には守秘義務があることをきちんと説明しましょう。

新築マンションということで必要以上に構える必要はありません。普通に接していれば、自ずと信頼関係も築いていけます。

Q19 支援している方から「民生委員・児童委員さんだけに話す」と言われて、打ち明けられた話があります。家族にも内緒にしてほしいとのこと。このまま、誰にも伝えなくてよいのでしょうか。

- 相談者からの相談内容は、活動を通じて得た情報であり、守秘義務がありますので、家族の方にも伝えることはできません。
- なお、相談内容や日頃の相談者とその家族の様子を総合的に判断して、相談者の利益に繋がると判断した時は、本人の同意を得たうえで、地区民児協会長や市担当課に伝えるのも一つの方法です。

Q20 多くの課題を抱えた世帯から相談を受けましたが、とても自分一人では対応できません。どうしたらよいのでしょうか。

- まずは、一つひとつの課題を整理します。そのうえで、「一人で対応できるもの」、「地区民児協会長などに相談しながら対応するもの」、「市役所や関係機関につなぐもの」に分けて考えます。課題の整理が自力では難しい時は、地区会長または事務局に相談しましょう。
- 民生委員・児童委員の支援は、支援が必要な方を市役所や関係機関に「つなぐ」ことが基本です。一人ですべてを解決しようとせず、決して抱え込むようなことがないようにしましょう。

Q21 中学校から、単にマンパワーとしてボランティアを引き受けてほしい、と頼まれました。断ってもよいのでしょうか。

- 学校が安易にマンパワーとして頼ることがないように、市役所や地区民児協から民生委員・児童委員の役割を説明してもらうようにしましょう。
- また、引き受ける場合は、持続的な活動とならないように、学校が主体的にボランティアを育成するよう働きかけましょう。
- なお、学校と連携することは、子どもに関わる課題を把握するために必要です。担当の主任児童委員とも連携した活動を心がけましょう。

Q22 支援をしている方と数日間連絡がとれず、安否が心配です。どのように対応したらよいのでしょうか？

- 訪問して不審と思われる場合は、まずは、区長に連絡し、情報を共有しましょう。その際、緊急連絡先となっている方にもあわせて連絡を行きましょう。
- 速やかに対応してもらえない場合は、福祉課や基幹型地域包括支援センター、各地区地域包括支援センター、警察に連絡しましょう。
- 冷静に行動するためにも、決して一人で対応せず、近隣の民生委員・児童委員とともに行動しましょう。
- また、速やかに対応するためにも、緊急連絡先に変更がないか、定期的に確認しましょう。

※以下のような例が考えられます

洗濯物が干しっぱなし、新聞、郵便がたまっている、明かりが灯らない、一日中明かりが灯っている、カーテンも窓も閉じたまま、など。



Q23 支援している方から、買物を頼まれたり部屋の掃除を頼まれたりします。どのように支援をしていけばよいのでしょうか。

- 買い物や部屋の掃除は、民生委員・児童委員の役割ではありません。
- 民生委員・児童委員の役割は、支援の必要がある場合に、市役所や関係機関につなぐことです。
- また、買い物支援などを行うボランティアやNPOなども増えてきています。そのような団体に相談することも一つの方法です。



各パートナーシップ活動支援センター
(各地区コミュニティセンター)

使ってバンク専用電話

☎：南 092-595-6232
中央 092-516-6946
東 092-515-9231
北 092-504-4833

Q24 遠方に住む家族から「日常の金銭管理について支援してほしい」と依頼されました。どうしたらよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員は、金銭に関する取扱いは行いません。
- 金銭管理に不安がある方を支援する制度として、大野城市社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」を行っていますので、問い合わせてみましょう。
- 判断能力が不十分になられた方（認知症になられた高齢者や精神障がいの方を含む）を支援する制度として、成年後見制度があります。

福祉課障がい福祉担当 ☎：092-580-1852
大野城市社会福祉協議会 権利擁護課 ☎：092-572-7700

Q25 支援していた方からお金を貸してほしいと頼まれました。どうしたらよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員は、絶対に金銭の貸借をしてはいけません。



Q26 支援していた方が救急車で搬送されました。その際、救急隊から同乗を求められました。どうしたらよいでしょうか。

- 救急隊が民生委員・児童委員に救急車の同乗を強制するものではありません。
- その時の状況や、日ごろの付き合いなどを考慮し、民生委員・児童委員が判断してかまいません。
- 同乗した場合でも、その後の対応については、緊急連絡先となっている方に連絡し、対応をお願いしましょう。



Q27 支援していた方が入院して、病院から保証人になってほしいと頼まれました。どうしたらよいでしょうか。

- 入院時の保証人になることは、民生委員・児童委員の役割ではありません。
- 緊急連絡先となっている方に連絡し、対応をお願いしましょう。

Q28 急な入院時に生活用品の準備を頼まれました。どうしたらよいでしょうか。

- 基本的に親族などが行うべきことなので、緊急連絡先となっている方や親族などに連絡し、対応をお願いしましょう。
- 緊急連絡先となっている方や親族などが対応できない場合は、病院に対応を依頼しましょう。

Q29 ひとり暮らしの高齢者のことで、生活が心配だと近隣の方から相談されました。どのように対応したらよいでしょうか。

- まずは、相談してきた近隣の方から事情を聴きましょう。
- 相談してきた方にも、見守りをお願いしましょう。
- 問題を抱えている場合は、基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターにつなぎ連携をとりましょう。

Q30 支援している方から、対応できないことを頼まれ、断ったところ、嫌がらせを受けるようになりました。どうしたらよいでしょうか。

- 一人で抱え込まずに、区長や地区民児協会長、市役所などに相談しましょう。
- 脅迫や暴力などにエスカレートする前に、早め早めの相談が重要です。

Q31 関係機関からある世帯の見守りをお願いされました。一人だけでは難しいので、支援対象世帯の近隣の方に協力をお願いしたいのですが、守秘義務違反になるでしょうか。

- 支援対象世帯の情報を伝えることは守秘義務違反になります。
- まずは、依頼者から支援対象世帯の情報を聞き取り、訪問するなどして、信頼関係を築きましょう。そのうえで、近隣の方の応援もお願いしたい旨を支援対象世帯に話して、了承が得られたら協力者に見守りをお願いしてください。
- この場合、協力者に伝える情報は必要最小限のものとする必要があります。

先輩委員からのアドバイス

支援対象者本人から、近隣の親しい方を紹介してもらい、協力していただくことを本人も含めて了解していただいたことがあります。

深夜に不審なことが続くとの情報があったため、日ごろから親交のあった近隣の方に見守りを依頼しました。深夜の徘徊など不審な行動が続いたため、市役所と家族に連絡し、施設に入所していただいたことがあります。

Q32 地区民児協定例会の日程と、地域の行事の日程が重なってしまいました。どちらを優先すべきなのでしょうか。

- 地区定例会は最優先で参加すべき会議です。
- 地区民児協定例会は、自分や他の民生委員・児童委員が抱える問題や課題を共有化し、その解決策を検討する場でもあります。
- 定例会を欠席することで、支援対象者の課題解決が遅れることがあってはなりません。

先輩委員からのアドバイス

あらかじめ定例会の日程を区などにも伝え、事前に調整しておくことが重要です。そのためにも、日ごろから区などと密に連携しておきます。

7 高齢者編

Q33 見守り訪問は何歳から。

○原則65歳からが対象となりますが、支援が必要と思われる場合や近隣住民から相談を受けた場合は、年齢に関わらず見守り支援などをお願いします。

Q34 支援している方が認知症ではないかと家族から相談を受けました。どうしたらよいでしょうか。

- 基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置され、認知症の人や家族への相談支援を行っています。
- 本人、配偶者、家族などが相談支援や必要なサービスを受けられるよう、基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターに連絡するように伝えましょう。
- 必要に応じて、民生委員・児童委員が基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターに連絡し、センター職員が自宅を訪問して相談、支援が受けられるよう依頼しましょう。

Q35 支援している方の家族から、用事があり出かけたが、家族を残して出かけられないので、留守番に来てほしいと頼まれました。

- 留守番は、民生委員・児童委員の役割ではありません。
- 地域でのボランティア（使ってバンク暮らしのサポート事業）などの支援団体の利用も有効だと考えられますので、相談してみましょう。

各パートナーシップ活動支援センター
（各地区コミュニティセンター）

使ってバンク専用電話

☎：南 092-595-6232
中央 092-516-6946
東 092-515-9231
北 092-504-4833

Q36 ひとり暮らしの高齢者の認知症が進み、ひとりで生活することが難しくなってきたときは、どうしたらよいでしょうか。

○親族に連絡し、現在の状態を理解してもらいましょう。

○親族に、基幹型地域包括支援センターまたは各地区地域包括支援センターに相談するように伝えましょう。

基幹型地域包括支援センター ☎：092-501-2306

各地区地域包括支援センター ☎：南 092-589-2632

中央 092-595-6802

東 092-504-5858

北 092-501-3838

Q37 介護保険の利用について相談されました。どうしたらよいでしょうか。

○介護サービスの利用には、要介護認定の申請が必要です。

○申請は、本人や家族のほか、ケアマネジャーも代行できますので、まずは、長寿支援課や基幹型地域包括支援センター、各地区地域包括支援センターに相談するように伝えましょう。

○必要に応じて、民生委員・児童委員が各地区地域包括支援センターに連絡し、センター職員が自宅を訪問して相談を受けられるよう依頼しましょう。

長寿支援課 ☎：092-580-1860

基幹型地域包括支援センター ☎：092-501-2306

各地区地域包括支援センター ☎：南 092-589-2632

中央 092-595-6802

東 092-504-5858

北 092-501-3838



Q38 支援外の用件（食事作り、鍵や通帳、現金の管理、病院への付添いなど）を頼まれました。どうしたらよいでしょうか。

○支援外の用件は、民生委員・児童委員の役割ではありません。

(1) 食事作り

ホームヘルパーの利用などについて、検討するようにしましょう。

(2) 鍵や通帳、現金の管理

鍵や通帳、現金を預かってはいけません。日常生活自立支援事業の対象となる場合がありますので、社会福祉協議会などに相談しましょう。

(3) 病院への付添い

病院への付添いは、地域のボランティア（使ってバンク暮らしのサポート事業）などの支援が考えられますので、相談してみましょう。

各パートナーシップ活動支援センター

（各地区コミュニティセンター）

使ってバンク専用電話

☎：南 092-595-6232

中央 092-516-6946

東 092-515-9231

北 092-504-4833

Q39 近隣の方から、ひとり暮らし高齢者の姿を見かけなくなって心配だと相談されました。

○訪問して不審と思われる場合は、まずは、区長に連絡し、情報を共有しましょう。

その際、緊急連絡先となっている方にもあわせて連絡を行いましょう。

○速やかに対応してもらえない場合は、福祉課や警察に連絡しましょう。

○冷静に行動するためにも、決して一人で対応せず、近隣の民生委員・児童委員とともに行動しましょう。

○また、速やかに対応するためにも、緊急連絡先に変更がないか、定期的に確認しましょう。

※以下のような例が考えられます

洗濯物が干しっぱなし、新聞、郵便がたまっている、明かりが灯らない、一日中明かりが灯っている、カーテンも窓も閉じたまま、など

Q40 ひとり暮らし高齢者の具合が悪いとき、民生委員・児童委員はどうしたらよいでしょうか。

- かかりつけ医がある場合は、そちらに連絡を行きましょう。
- 具合が悪い時は消防に連絡し、救急車を呼びましょう。
- 緊急連絡先となっている方への連絡もあわせて行いましょう。
- また、把握している範囲の親族にも連絡をとりましょう。

Q41 支援している方が亡くなりました。お香典についてはどうしたらよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員として香典を出す必要はありません。
- 地域住民の一人として、どうするのかを判断しましょう。

Q42 担当している地区に、高齢者の虐待が疑われる世帯があるのですが、どうしたらよいでしょうか。

- 虐待または虐待の疑いがある場合は、通報の義務があります。
- 把握している虐待に関する情報について、記録を残し、基幹型地域包括支援センターまたは各地区地域包括支援センターに連絡しましょう。

基幹型地域包括支援センター ☎：092-501-2306

各地区地域包括支援センター ☎：南 092-589-2632

中央 092-595-6802

東 092-504-5858

北 092-501-3838

8 子ども、家庭編

Q43 近隣の方から、子どもを虐待しているようだとの連絡を受けました。学校からはあまり情報を得られません。

- 虐待の疑いがある場合は、通告の義務があります。
- 虐待の兆候として、「激しい泣き声が聞こえる」、「泣き叫ぶ声がある」、「家から子どもが飛び出す」、「傷、やけど、打撲などのあざが多い」、「極端に痩せている（太っている）」、「乱暴な行動をとる」、「極端におびえている」などの兆候があります。
- このような兆候に気づいたときは、主任児童委員に連絡してください。
- また、地域を担当する民生委員・児童委員は、主任児童委員と協力して情報を収集し、こども健康課に相談しましょう。
- なお、夜間や休日は福岡児童相談所に連絡しましょう。

大野城市子ども相談センター（こども健康課内） ☎：092-585-2460
（月～金曜日 8：30～17：00） ※祝日除く
福岡児童相談所 ☎：092-586-0023（24時間対応）
児童相談所全国共通ダイヤル ☎：189（いちはやく）

Q44 担当している地区に、育児不安から子どもの虐待につながる恐れのある子育て家庭があるのですが、どうしたらよいでしょうか。

- 子どもが通う保育園、幼稚園、小学校などから情報収集をしてみましょう。
- 相談内容に応じて、「おおのじょう子育てサポートブック」を参考に地域の子育てサロンや相談窓口などを紹介しましょう。
- まずは主任児童委員に連絡し、その後の対応を検討しましょう。

Q45 不登校の児童には、民生委員・児童委員としてどこまで関わったらよいでしょうか。

- 本人や親の了解がない場合は、可能な範囲で外からの見守りを行い、状況の変化があれば、学校に連絡しましょう。
- 本人や親の了解がある場合は、学校や市役所との役割分担を決め、可能な範囲で対応しましょう。継続的な相談などが、重要な役割を果たす場合も少なくありません。
- まずは主任児童委員に連絡し、その後の対応を検討しましょう。

Q46 ひとり親家庭の方から「働くために子どもを預けたいのですが」と相談を受けました。どうしたらよいでしょうか。

- 保育園の利用が考えられますので、子育て支援課に相談しましょう。

子育て支援課 ☎：092-580-1864

Q47 遅くまで公園などで遊んでいる子どもに対して、どう対応したらよいでしょうか。

- まず、子どもに不安を与えないよう、民生委員・児童委員、主任児童委員であることを伝えてください。その後、なぜ遅くまで公園にいるのか理由を確認してください。
- 何らかの理由で家に帰りたくない、帰る場所がないなどの場合は、こども健康課と連絡をとります。なお、夜間や休日は福岡児童相談所に連絡しましょう。あわせて、主任児童委員にも報告します。
- 遊びに夢中になり、帰宅が遅くなっている場合は、早く帰るように促してください。

大野城市子ども相談センター（こども健康課内） ☎：092-585-2460

（月～金曜日 8：30～17：00） ※祝日除く

福岡児童相談所 ☎：092-586-0023（24時間対応）

児童相談所全国共通ダイヤル ☎：189（いちはやく）

Q48 配偶者から暴力を受けていてつらいと相談されました。どうしたらよいでしょうか。

- 人権男女共同参画課や福岡県の配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を紹介します。
- 相談者の身に危険が及ぶことが予想される時には、迷わず春日警察署（生活安全課）への相談を勧めてください。（警察に事前相談しておくことで、緊急の場合に迅速な対応が可能になります。）
- 緊急の危険がある場合は、110番通報してください。

人権男女共同参画課 ☎：092-580-1840

福岡県配偶者暴力相談支援センター ☎：092-584-0052

春日警察署（生活安全課） ☎：092-580-0110

Q49 両親が激しい喧嘩（警察沙汰など）をした場合、子どもたちの保護はどうしたらよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員は、地域で預かる方（親類や知り合いなど）がいれば、その方に保護をお願いしてください。どなたが預かったのか、主任児童委員にお知らせください。
- また、地域で預かる方がいない場合も主任児童委員に連絡してください。主任児童委員が、こども健康課と連絡をとります。なお、夜間や休日は福岡児童相談所に連絡しましょう。

大野城市子ども相談センター（こども健康課内） ☎：092-585-2460

（月～金曜日 8：30～17：00） ※祝日除く

福岡児童相談所 ☎：092-586-0023（24時間対応）

児童相談所全国共通ダイヤル ☎：189（いちはやく）

Q50 一時的な用事で、子どもを預かってほしいと言われた時の対応は。

- 民生委員・児童委員として子どもを預かる必要はありません。
- 子育て世帯を応援する事業として「一時預かり事業」を実施している団体を紹介してください。
- ひとり親家庭の方は、ひとり親等日常生活支援事業が利用できる場合がありますので、子育て支援課に相談してみましょう。

子育て支援課 ☎ : 092-580-1862

【一時預かり事業実施団体】

ファミリー・サポート・センターおおのじょう

問合せ : 092-589-8088

対 象 : 生後3か月~12歳 (小学校修了まで)

9 障がい児・者編

Q51 担当地区内の障がい児・者施設との関わり方について教えてください。

- 各施設により運営方法が異なります。そのため、各施設へ直接相談してみましよう。
- 災害時などは福祉避難所となる場合もあるため、普段から地域の各施設を見学するなど、連携を図っておきましょう。

Q52 障がいのある方が虐待を受けているかもしれないときの対応は。

- 家から大きな音や声があるなど、虐待や虐待の疑いがある場合は、すぐに福祉課障がい福祉担当に連絡してください。
- 夜間や休日でも市役所に連絡いただければ、福祉課職員へ連絡がつく体制をとっていますので、安心してください。

平日8時30分～17時 福祉課障がい福祉担当 ☎：092-580-1852
夜間や休日 大野城市役所 ☎：092-501-2211

Q53 地域で暮らす、住民との交流が難しい精神疾患の人への支援は。

- 精神疾患がある場合、その人は不安定な精神状態、薬を飲んでいないこと、治療を中断しているなどの理由で家にひきこもったり、他人に攻撃的になることがあります。
- 地域住民の方の相談などで情報が寄せられた場合には、まずは福祉課または筑紫保健福祉環境事務所に相談してください。

福祉課障がい福祉担当 ☎：092-580-1852
筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課 ☎：092-513-5585

Q54 保護者や他の家族がおらず、金銭管理や生活に不安がある障がい児・者への支援は（浪費や消費者被害が疑われるなど）。

- 民生委員・児童委員は、金銭に関する取扱いは行いません。
- 金銭管理に不安がある方を支援する制度として、大野城市社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」を行っていますので、問い合わせてみましょう。
- 知的障がいや精神障がいなどの理由により、財産管理や契約などの判断ができない人を支援する制度として、成年後見制度があります。
- 成年後見制度は、家庭裁判所に後見人などを申し立てることとなりますが、ご家族がいる場合は、直接申し立てることとなります。なお、ご家族がいない場合は市長が申し立てることとなります。
- ご不明な場合は、福祉課に相談してください。

福祉課障がい福祉担当 ☎：092-580-1852

大野城市社会福祉協議会 権利擁護課 ☎：092-572-7700

福岡家庭裁判所（後見センター） ☎：092-981-9606

10 生活困窮者、生活保護編

Q55 「生活が苦しい」、「お金を貸して欲しい」と相談されました。どうしたらよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員として物品や金銭を貸す必要はありません。はっきりと断りましょう。
- 病気や失業などで生活が苦しいなどの相談を受けた場合は、福祉課や社会福祉協議会へ相談に行くように説明してください。

福祉課 生活困窮者自立支援窓口 ☎：092-580-1961
大野城市社会福祉協議会（ふくし何でも相談） ☎：092-572-7700

Q56 新しく生活保護を受給することになった方の情報が提供されました。訪問しなければいけないでしょうか。

- 生活支援課や本人から依頼があった時には、内容に応じて、訪問などを行うようにしましょう。

Q57 生活に困窮している世帯から生活保護の申請について相談されました。どうしたらよいでしょうか。

- 生活支援課に相談しましょう。

生活支援課 ☎：092-580-1994

Q58 生活保護受給者の生活態度について疑問を感じたとき、または近隣の方から苦情があったときはどうしたらよいでしょうか。

- 本人が生活保護を受給しているかどうかは守秘義務にあたりますので、生活支援課に連絡しましょう。
- 本人が自動車に乗り始めた、仕事を始めたなどの変化があった場合は、生活支援課に連絡しましょう。

生活支援課 ☎：092-580-1994

Q59 ひとり暮らしの生活保護受給者が自宅で亡くなった場合、どうしたらよいでしょうか。

- 自宅で亡くなっているのを発見した場合は、警察、生活支援課に連絡しましょう。また、緊急連絡先となっている方へも連絡を行います。

生活支援課 ☎：092-580-1994

1 1 災害時の対応

Q60 災害に備えて、民生委員・児童委員として取り組むべきことは何でしょうか。

- 災害発生に備え、日ごろから訪問などの活動を通じて、自分が担当する要援護者との関係づくりを進めておきましょう。
- その際、区などとの間で、本人の同意を得た上で情報共有できるような協力関係をつくっておくことが重要です。

Q61 災害発生時に、民生委員・児童委員は、まずどのように行動すべきでしょうか。

- 平常時、発災時、発災後という時間経過の中で考えられる取組み指針として、全国民生委員児童委員連合会から、次の10点が示されています。
 - ① 自分自身と家族の安全を最優先に考える
 - ② 無理のない活動を心がける
 - ③ 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
 - ④ 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
 - ⑤ 民児協の方針を組織として決めておく
 - ⑥ 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
 - ⑦ 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
 - ⑧ 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
 - ⑨ 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
 - ⑩ 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

【災害時の活動好事例】

- ◆ 平成28年1月、県内が大寒波に襲われた際、断水が発生した大牟田市で、民生委員・児童委員が地域のお年寄りに飲料水を届けて回りました。
- ◆ 平成29年7月九州北部豪雨で被害に遭い、みなし仮設住宅に入居している被災者を元気づけようと、平成30年6月に朝倉市の民生委員・児童委員の主催で会食会を開催しました。

12 証明事務

Q62 「証明事務」の考え方や対応すべきものを教えてください。

- 「証明事務」は、民生委員・児童委員の社会的信用と結びついて、市役所などへの協力活動を進める中で行われてきた活動となります。
- 民生委員・児童委員が対応する「証明事務」は、住民の生活状況の改善や維持に対する支援となり、福祉サービスの利用などを目的とすることが、大前提となります。
- 「証明事務」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することを原則とします。

【対応するもの】

- 法令や通知、国や自治体が定める要綱などに協力を定められているもの。
- 「補充性」を持つものとして扱われるもの。公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるもの。

【対応しないもの】

- 状況確認ができないもの（面識がない、生活状況の確認が困難など）
- 代替手段があるもの（公的機関、私的機関、団体などが自ら発行できるもの）
- 法的証拠として取り扱われるもの（訴訟に関するもの）

【対応する具体的な事例】

民生委員意見書

生活支援課から依頼するもので、生活保護受給開始のために、対象者の生活状況を市が調査し、その補充制をもつものとして民生委員・児童委員の意見を伺うもの。

【「証明事務」を行う際の留意点】

- ◆ 客観的に確認できた状況についてのみ報告する
- ◆ 記載する内容、目的、提出先を明確にしておく
- ◆ 目的外の利用は禁止である旨を依頼者に伝えておく
- ◆ 証明した書類の写しを手元に残しておく
- ◆ 本人以外の第三者から書類作成を依頼された場合は、本人の承諾が必要である旨を伝え、必ずその理由を把握してから対応する

※ 全国民生委員児童委員連合会が、平成14年3月に公表した『「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン』では、「証明」という表現について考慮する必要があるとし、「現在「証明」と呼ばれている書類や行為は、確認できる範囲内での状況の結果であることから、「調査結果」、「所見」、「状況（確認）報告」などという呼称を用いることが望ましい」とされています。

Q63 生活福祉資金貸付制度とはどんなものでしょうか？

また、民生委員・児童委員として協力することはあるのでしょうか？

- 生活福祉資金貸付制度とは、福岡県社会福祉協議会が行っている資金の貸付制度です。対象者は、低所得世帯、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）世帯、または高齢者世帯です。
- 民生委員・児童委員は①貸付の申し込みに伴う面談および②償還（返済）期間中の償還状況の確認について協力しています。
 - ① 面談では借入申込者の世帯状況、生活状況の確認、資金の使用用途について社会福祉協議会の担当職員と確認を行っていきます。その面談で確認された状況を民生委員の意見書として提出します。
 - ② 償還（返済）期間中は、四半期毎に福岡県社会福祉協議会が発行している、償還状況に関する書類を借入申込者にお届けします。その活動の中で、借入申込者から困りごとの相談があった場合は社会福祉協議会に相談しましょう。

大野城市社会福祉協議会 権利擁護課 ☎：092-572-7700

13 広報活動

Q64 民生委員・児童委員活動への理解を地域に広めていきたいのですが、どのようなことから始めればよいでしょうか。

○担当地区で行われる行事などに参加し、自分が民生委員・児童委員であることを知ってもらうことから始めましょう。

例：地域での会合、行事などへの参加、地域の会合での活動報告

○また、一斉改選時には、区に民生委員・児童委員の活動を説明するなど、機会を捉えて活動をPRしていきましょう。

Q65 広報を行うには、民生委員・児童委員の氏名、電話番号を明らかにすることが効果的と思いますが、問題ないでしょうか。また、民生委員・児童委員の個人情報はその範囲に公開すべきなのでしょうか。

○担当地区内で支援が必要な人に対しては、氏名や連絡先（公民館）を記入したPRカードを作成、配付し、自分がその地区の担当民生委員であることを周知していきましょう。

○広く担当地区にPRする場合は、区の回覧板を利用すると良いでしょう。

Q66 後任を探すことも民生委員・児童委員の役割なのでしょうか。

○後任を探すことは民生委員・児童委員の役割ではありませんが、地域の中で後任となることが可能な人材を育成することができるように、日ごろからの情報収集、働きかけを心がけましょう。

14 活動費

Q67 民生委員・児童委員は無報酬と聞きました。活動に必要な経費はどのようにすればよいでしょうか。

- 民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な経費に充てるための実費弁償として県から活動費が支給されます。
- また、市では民生委員・児童委員の皆さんに、市民が安定した生活を営むのに必要な指導援助を行うため、大野城市民生調査員を委嘱しています。県と同じく、活動に必要な経費に充てるために実費弁償として報酬が支給されます。
- 活動費の支給額は以下のとおりとなります。
 - (1)県からの活動費 : 年額 59,500 円
 - (2)市からの活動費(民生調査員報酬) : 年額 80,200 円

Q68 会費について教えてください。

- 会費は連合協議会会則に基づき徴収しています。
- 地区民児協の会費は、月 500 円です。
- 連合協議会会費は、月 1,000 円です。
- 会費の徴収方法は、地区によって異なりますので、地区会長にご相談ください。
- 会費は民生委員・児童委員活動保険や全国民生委員互助共励事業会費に使用しています

15 その他

Q69 任期中に体調不良となり、民生委員・児童委員を務めるのがつらくなってきました。退任手続について教えてください。

- まずは、地区民児協会長に相談してください。
- 退任に伴い、管理している個人情報や物品（民生委員・児童委員証、徽章、門標、ベスト）の市への返却が必要となります。

Q70 引継ぎについての留意事項を教えてください。

- 関係書類の点検、整理を行いましょ。関係書類には最新の情報を記載しておきましょう。
- 支援している方がいる場合、継続的な支援ができるよう、書類の引継ぎだけでなく、具体的な経過なども引き継いでください。引継ぎに当たっては、事前に本人の同意を得るなど、プライバシーへの配慮が必要です。
- 新任委員と一緒に、支援している方を個別に訪問したり、区の集まりに出席したりして、新任委員を紹介し、円滑に活動できる環境を整えましょ。
- 不要になった個人情報が記載された書類は、市役所にて機密文書として処分しますので、福祉課に連絡してください。

Q71 「民生委員・児童委員証」などを紛失してしまいました。どうしたらよいでしょうか。

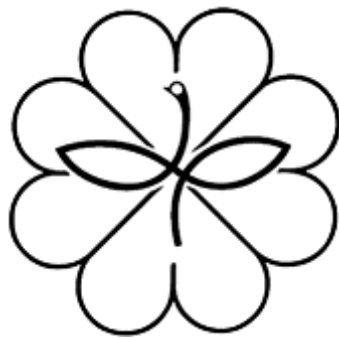
- 地区民児協会長に相談したうえで、ただちに福祉課に連絡してください。

Q72 民生委員・児童委員は、選挙運動ができますか。

- 民生委員法では、民生委員・児童委員という職務上の地位を利用し、政治運動を行うことはできないとされています。
- この規定は、一個人としての政治活動は禁止していませんが、一個人か民生委員・児童委員という職務上の地位かの判断は困難ですので、できれば政治活動は避けるべきと思われます。

16 一目で分かる民生委員・児童委員の役割一覧

項 目	協力する (○) 協力しなくてよい (×)	Q
高齢者や児童の見守り	○	Q2
地区定例会への参加	○	Q3
支援者の買い物や部屋の掃除	×	Q23
支援者の金銭管理	×	Q24
金銭の貸借	×	Q25、Q55
支援者の入院時の保証人	×	Q27
支援者宅の留守番	×	Q35
支援者の食事作りや鍵・通帳・現金の管理、病院への付き添いなど	×	Q38
亡くなられた支援者への御香典	×	Q41
支援者の子どもの預かり	×	Q50
証明事務	○ (場合による)	Q62



問合せ先

大野城市民生委員児童委員連合協議会（事務局 大野城市福祉課）

〒816-8510

大野城市曙町2丁目2番1号

電話：092-580-1851

FAX：092-573-8083